

<p>岡山県公報</p>	<p>発行 岡山県</p>	<p>目次</p>
<p>○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部 を改正する規則 【人事委員会】 (県例規集登載)</p>	<p>担当課(室) 人事委員会</p>	<p>担当課(室)</p>

令和5年5月2日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第四十号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「並びに条例附則第十一項及び附則第十二項」を削り、同条第六項第一号中「並びに条例附則第十一項及び附則第十二項」を削り、「うち、二以上の支給対象となる作業に」を「いずれにも」に、「従事した作業の手当のうち最高の額のもの」を「同条第一号に定める手当」に改め、同項第三号中「及び条例附則第十四項（いずれも同条第五号、第十三号、第十四号）」を「（同条第五号、第十三号、第十四号）」に改める。

附則第六項及び第七項を削る。

附 則

この規則は、令和五年五月八日から施行する。